

鳥取縣公報

縣令

昭和十九年十月三日
第一千五百六十七號

火曜日

本書ノ大半ハ關定規格A5例

訓令

同條第五項中「市町村長」ヲ「市町村農業會長」ニ改ム

◇鳥取縣訓令甲第二十五號

內政部長
經濟部長
警察部長
各府廳長
國民職業指導所長

昭和十八年十一月鳥取縣訓令甲第二十二號鳥取縣旅費支給規程中左ノ通改正ス

昭和十九年十月三日

鳥取縣知事 武島 一 義

第八條中「林產物検査支所又ハ駐在所」ヲ「林產物検査員

◇鳥取縣令第六十二號

明治三十八年二月鳥取縣令第四號牛籍規則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年十月三日

鳥取縣知事 武島 一 義

第一條中「市町村長」ヲ「市町村農業會長」ニ改ム

第二條中「十日以内ニ市町村長」ヲ「七日以内ニ市町村農業會長」ニ改ム

第三條第一項中「市町村長ハ豫メ關係畜産組合長」ヲ「市町村農業會長ハ豫メ所轄縣農業會支部長」ニ改ム

同條第三項中「豫メ市町村長」ヲ「豫メ市町村農業會長」ニ改ム

同條第四項中「畜産組合長」ヲ「縣農業會支部長」ニ改ム

駐在所」ニ改ム、
別表第五號表中「林産物検査所支所又ハ駐在所」ヲ「林産物検査員駐在所」ニ改ム
別表第八號表中「及林道現場監督員」ヲ削リ左ノ一欄ヲ加フ

區分	月	額
林業助手		二十圓

附則

本規程ハ昭和十九年五月六日ヨリ之ヲ適用ス

告示

鳥取縣告示第五百六十三號

昭和十八年十月鳥取縣令第六一號諸類配給統制規則施行細則第三條ノ規定ニ基キ昭和十九年産甘藷ノ賣買並搬出ヲ左ノ通制限ス

但シ供出數量確保ノ爲農業者ノ斡施ニ依リ行フモノニ付テハ其ノ限リニ在ラズ

昭和十九年十月三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一、當分ノ間甘藷ノ賣買ヲナスコトヲ得ズ
- 二、甘藷名儀ノ何タルヲ問ハズ當分ノ間生産地市町村ヨリ他市町村ニ搬出スルコトヲ得ズ
- 三、右制限解除ノ期日ハ別ニ告示ス

鳥取縣告示第五百六十四號

商工組合法第三十九條ノ規程ニ依リ昭和十九年九月二十八日日野商業統制組合ノ統制規程ヲ認可セリ
昭和十九年十月三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣告示第五百六十五號

生計費指數資料實地調査令第九條ノ規定ニ依リ生計費指數資料調査員左ノ通内閣ニ於テ任命セラレタリ
昭和十九年十月三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

解任並任命年月日

解任調停員氏名

任命調査員氏名

職務執行ノ區域

昭和十九年七月二十六日

竹内 幹

八木谷文枝

鳥取市

鳥取縣告示第五百六十六號

昭和十二年十二月鳥取縣告示第七百四十二號鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程左ノ通改正ス

昭和十九年十月三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第一條 縣ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ知事ノ指定スル金融機關カ中小商工業者又ハ商工組合、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會若ハ市街地信用組合ニ對シ左ノ各號ノ一ニ該當スル資金ヲ融通シ之ニ因リ損失ヲ受ケタル場合之ヲ補償ス 但シ縣ト政府トノ間ニ再補償契約ヲ締結シタル後融通シタルモノニ限ル

- 一 預金部資金
- (一) 中小商工業者金融融通資金
- (二) 公共組合等事業資金
- (三) 災害關係資金

二 金融機關ノ自己資金

前項ノ中小商工業者トハ商業、工業、鑛業又ハ交易業ヲ營ム個人又ハ會社(公稱資本金又ハ出資金ノ額ガ五十萬圓ヲ超ユルモノヲ除ク以下同ジ)ヲ謂フ

第二條 前條ノ規程ニ依リ縣ガ補償ヲ爲スベキ資金ノ融通總額ハ毎年度政府ノ承認ヲ經テ之ヲ決定ス

第三條 左ノ各號ニ掲グル金融機關ハ第一條ノ指定ヲ受クルコトヲ得

- 但シ預金部資金ニ付テハ各其ノ融通要綱ニ依リ認メラレタル金融機關ニ限ル
- 一 商工組合中央金庫
- 二 農林中央金庫
- 三 庶民金庫
- 四 特殊銀行
- 五 普通銀行
- 六 無盡會社
- 七 商工組合
- 八 自動車運送事業組合及同聯合會

- 九 市街地信用組合
- 十 地方農業會
- 十一 信用組合

第四條 第一條ノ指定ヲ受ケントスル金融機關ハ毎年二月十日迄ニ第一號様式ニ依リ知事ニ指定ヲ申請ヲ爲スベシ但シ知事特別ノ事由アリト認メタルトキハ右期限ニ依ラザルコトヲ得

第五條 各金融機關ノ貸付金總額ノ限度ハ金融機關毎ニ毎年度知事之ヲ定ム

第六條 最終借受入ニ對スル貸付條件ハ金融機關ノ自己資金ニ付テハ左ノ各號ニ定ムル所ニ依リ預金部資金ニ付テハ各其ノ融通條件ニ依ル

- 一 最終借受入ノ資格
 - (一) 中小商工業者ニシテ生活必需品其ノ他重要物資ノ生産配給等ノ事業ヲ營ムモノ
 - (二) 中小商工業者ニシテ企業ノ整備又ハ事業ノ統制ノ爲法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官廳ノ指導若ハ幹施ニ依リ新ニ(二)ニ掲グル事業ヲ開始セントスルモノ

(三) 天東亞戰爭ニ於ケル戰死者ノ遺族應召者ノ家族又ハ歸郷應召者ニシテ新ニ(一)ニ掲グル事業ヲ營ムントスルモノ

(四) 商工組合、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會、市街地信用組合

二 貸付金額ノ限度
 (一) 第一號(一)ニ掲グル者ノ中個人ニ對スル貸付ニ在リテハ一人當五萬圓以內トス 但シ無擔保ノ場合ハ一萬圓以內トス

(二) 第一號(二)ニ掲グル者ノ中會社ニ對スル貸付ニ在リテハ一會社當リ十萬圓以內トス 但シ無擔保ノ場合ハ二萬圓以內トス

(三) 第一號(三)ニ掲グル者ノ中會社ニ對スル貸付ニ在リテハ一會社當リ二十萬圓以內トシ無擔保ノ場合ハ二萬圓以內トス 但シ此ノ場合ニ於テ一口ノ貸付金額ガ十萬圓ヲ超ユルトキハ一口毎ニ豫メ知事ノ承認ヲ受クルモノトス
 第一號(二)ニ掲グル者ノ中個人ニ對スル貸付ニ在リ

- (一) 中小商工業者ノ營業資金及災害復興資金
- (二) 中小商工業者ノ業務轉換資金
- (三) 商工組合自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會ノ各事業資金並市街地信用組合ノ商工業者ニ對スル信用事業資金前記(一)乃至(三)ノ資金中舊債ノ償還ニ充ツルモノニシテ其ノ舊債ガ當該金融機關ノ貸付金ナルトキハ本規程ノ適用ヲ受クルコトヲ得ズ 但シ豫メ知事ノ承認ヲ受クルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- (四) 商工組合、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會及市街地信用組合ニ對スル貸付ニ在リテハ制限ヲ設ケズ 但シ金融機關ガ此等ノ組合ニ貸付ヲ行フ場合ハ一口毎ニ豫メ知事ノ承認ヲ受クベシ
- 三 資金ノ用途

四 償還方法及制限

十年以內ノ年賦、半年賦、月賦若ハ日賦償還(元金均等償還タルコトヲ要セズ)又ハ三年以內ノ定期償還ノ方法ニ依ル 但シ災害復興ニ要スル設備資金ニシテ特ニ必要アルトキハ知事ノ承認ヲ受ケタルモノニ限リ二十年以內ノ年賦、半年賦又ハ月賦償還ノ方法ニ依ルコトヲ得年賦、半年賦又ハ月賦償還ノ場合ニハ二年以內ノ据置期間ヲ設クルコトヲ得

五 利率
 最終貸付利率ハ年六分以內トス

第七條 金融機關ガ前條第二號(三)但書ニ依ル場合及商工組合自動車運送事業組合自動車運送事業組合聯合會又ハ市街地信用組合ニ對シ資金ヲ融通セントスルトキハ第二號様式ニ依リ豫メ知事ノ承認ヲ受クベシ

第八條 金融機關ガ貸付ヲ爲シタルトキハ第三號様式ニ依リ遲滞ナク知事ニ報告スベシ前項ノ變更アリタル場合ハ第四號様式ニ依リ遲滞ナク知事ニ報告スベシ

第九條 金融機關ハ各貸付毎ニ金額ノ償還ヲ受ケタルトキ第五號様式ニ依リ擔保物ノ處分ヲ爲シタルトキハ第六

號様式ニ依リ遅滞ナク知事ニ報告スベシ

第十條 損失ノ補償ハ各金融機關母ニ當該年度ニ於ケル貸付金額ノ五割ヲ限度トシ其ノ總損失額以内トス

第十一條 金融機關ハ各貸付母ニ其ノ貸付額ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ損失補償料トシテ縣ニ納付スベシ

第十二條 金融機關ハ其ノ借受人ヨリ前條ノ損失補償料ヲ徴收スルコトヲ得

第十三條 補償ヲ受クベキ金融機關ハ最終借受人ニ對シ直接貸付ヲ爲ス金融機關トス 但ノ商工組合中央金庫、農林中央金庫、庶民金庫、特殊銀行、普通銀行、統制組合ヲ組合員トスル統制組合、自動車運送事業組合聯合會又ハ縣農業會ガ商工組合、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會、市街地信川組合又ハ市町村農業會ニ對シ其ノ所屬組合又ハ組合員ニ轉貸スベキ資金ヲ融却スル場合ニハ此等貸付機關ハ補償ヲ受クベキ金融機關タルコトヲ妨クズ前項但書ノ規定ニ依リ商工組合中央金庫、農林中央金庫、庶民金庫、特殊銀行、普通銀行、統制組合ヲ組合員トスル統制組合、自動車運送事業組合聯合會又ハ縣

農業會ガ補償ヲ受クベキ金融機關タル場合ニ於テハ他ノ金融機關ハ補償ヲ受クベキ金融機關タルコトヲ得ズ

第十四條 貸付金ノ元利金ノ全部又ハ一部ニ付償還ヲ受クルコト能ハズ之ニ因リ損失ヲ受ケタルトキハ金融機關ハ第七號様式様式ニ依ル補償金交付申請書ニ損失計算書及必要ナル證據書類ヲ添附シテ知事ニ補償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

月賦又ハ日賦償還ノ貸付金ニ付テハ金融機關ハ半年毎ニ其ノ時迄ニ生ジタル損失ニ付取纏メテ前項ノ請求ヲ爲スベシ

第十五條 金融機關ノ損失決定ノ基準及回收不能額又ハ取立不能額決定ノ基準ハ政府ノ定ムル所ニ依ル

第十六條 貸付金一口毎ノ最終返済期日後二年ヲ經過スルモ補償ノ申請ヲ爲サザルトキハ金融機關ハ當該貸付ニ付テハ補償ヲ受クルコトヲ得ズ

第十七條 縣ニ補償審査委員會ヲ置キ損失額ノ決定擔保物ノ評價其ノ他ノ補償ニ關スル重要ナル事項ハ其ノ議ニ諮リテ知事之ヲ決定ス

補償審査委員會ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十八條 金融機關ハ補償金ノ交付ヲ受ケタル後ト雖モ懈怠ナク其ノ債權ノ取立ヲ爲スベシ

知事金融機關ニ對シ補償ヲ爲シタル部分ニ付債權ノ讓渡ヲ求メタル場合金融機關ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ 但シ正當ノ事柄アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 補償後借受人ガ辨濟ヲ爲シタル場合又ハ擔保物ガ評價額ヲ超エテ處分セラレタル場合ニ於テ金融機關ガ其ノ被リタル損失ヲ償補シテ尙過剩アルトキハ之ヲ縣ニ返納スベシ

第二十條 金融機關ハ本規程ニ依ル貸付ニ付テハ帳簿書類ヲ別ニシテ經理スベシ

第二十一條 知事ハ何時ニテモ金融機關ニ對シ必要ナル事項ニ關シ報告ヲ求ムルコトヲ得

第二十二條 知事ニ於テ金融機關ノ被リタル損失未カ其ノ故意若ハ重大ナル過失又ハ本規程違背ニ因リテ生ジタルト認ムルトキハ縣ハ其ノ損失ニ對シ補償ヲ爲サザルコトヲ得

第二十三條 知事ハ金融機關ガ左ノ各號ノ一ニ該當スト認ムルトキハ既ニ交付シタル補償金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命ジ又ハ將來ニ向ツテ指定ノ取消ヲ爲スコトアルベシ

一 虚偽ノ申請又ハ報告ヲ爲シタルトキ

二 第七條ノ承認ヲ經ザルトキ又ハ第八條及第九條ノ報告ヲ爲サザルトキ

三 其ノ他本規程ニ違背シタルトキ

附 則

第二十四條 縣ニ提出スベキ書類ハ總テ最終借受人ノ居住スル市町村長ヲ經由スルモノトス

第二十五條 關係市町村ハ縣ノ支拂ヒタル補償金ノ四分ノ一ニ相當スル金額ヲ別ニ定ムル方法ニ依リ縣ニ納付スル義務アルモノトス

第二十六條 本規定ハ昭和十九年度ヨリ之ヲ適用ス

第一號様式

年 月 日

縣 市 町 村 番地

株式會社何々銀行(何々組合)

頭取(理事長) 何 某團

鳥取縣知事宛

申請書

當 儀鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程第一條、御指定相受度左記事項ヲ具シ此段及申請候也 追而御指定ノ上ハ同規程ノ各條項嚴守可仕候

記

一、指定ノ年度 昭和何年度

一、貸付金總額 何 圓

一、貸付利率 何 分以内

第二號様式

年 月 日

縣 市 町 村 番地

株式會社何々銀行(何々組合)

頭取(理事長) 何 某團

鳥取縣知事宛

鳥取縣中小商工業資金融通損失補償制度

ニ依ル何々組合資金融通承認申請書

鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程ニ依リ何々組合ニ對シ何々資金トシテ左記ノ融通致度候條御承認相成度同規程第七條ニ依リ此段及申請候也

記

一、申込書受付番號

二、貸付先(商工組合、市街地信用組合、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會)

三、貸付豫定年月日

四、貸付豫定金額(貸付資金ノ種類別金額)

五、貸付金ノ用途

六、貸付利率

七、償還方法及期限(最終辨濟期日 年 月 日)

八、擔保物ノ種類數量及其ノ見積價格

九 前回迄ニ承認ヲ受ケタル貸付金額累計
十、借入金償還計畫
第三號様式

年 月 日

縣 市 町 村 番地

株式會社何々銀行(何々組合)

頭取(理事長) 何 某團

鳥取縣知事宛

鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程ニ

依ル資金貸付報告書

今般別紙ノ通貸付仕候條鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程第八條ノ規程ニ依リ此段及報告候也

一、貸付機關名

二、貸付番號

三、債務者(營業所又ハ事務所ノ所在地氏名又ハ名稱、職業又ハ事業ノ種類)

四、貸付年月日

五、貸付タル資金ノ種類及金額 中小商工業者金融融通

資金公共組合等事業資金金融機關ノ自己資金

六、貸付金ノ用途(運轉資金、固定資金、舊債借換資金)

七、貸付利率 年 分 厘

八、償還方法(何賦償還又ハ定期償還)

九、最終辨濟期日(昭和 年 月 日)

一〇、擔保物ノ種類數量及其ノ見積價格

(注意事項)

一、貸付番號

(1) 貸付番號ニ付テハ貸付機關毎ニ一聯番號ヲ附スルコト

二、債務者

(1) 債務者方法人ナル場合ハ法人ノ名稱ノ外ニ代表者名ヲ記載スルコト

(2) 連帶債務者アル場合ハ一名毎ニ其ノ住所職業及氏名ヲ列記スルコト

(3) 戦死シタル者ノ遺族應召中ノ者ノ家族若ハ歸郷應召者ニシテ新規ニ開業セントスル者ニ對スル貸付ニ在テ

ハ遺家族若ハ歸郷應召者ナルコトヲ附記スルコト
 (4) 業務轉換ノ爲メ資金ヲ融通シタルトキハ新業務蓄業
 務ヲ並記シ且新業務ガ軍需産業輸出産業又ハ代用品産
 業等ノ何レニ該當スルヤ記載スルコト
 (5) 戦死シタル者ノ遺族應召中ノ者家族又ハ歸郷應召者
 ニシテ新生活必需品其ノ他重要物資ノ生産配給等ノ
 事業ヲ營マントスル者ニ對スル貸付ニ在リテハ前號ノ
 事項ノ外遺家族若ハ歸郷應召者ナルコトヲ記載スルコ
 ト

三、貸付金ノ用途

- (1) 用途ノ記載ハ運轉資金、固定資金又ハ舊債借換資金
 ノ別ヲ記載スルヲ以テ定ルモ營業資金ト記載スルハ避
 ケラル、コト
- (2) 舊借借換資金ノ場合ハ舊債ノ債權者名ヲ必ズ附記ス
 ルコト
- (3) 戦死シタル者ノ遺族應召中ノ者ノ家族若ハ歸郷應召
 者ニシテ新規ニ開業セントスルモノニ對スル貸付ニ在
 リテハ「新規開業ニ要スル」固定資金又ハ「營業資金等

ト記載スルコト
 四、貸付利率
 (1) 補償料ヲ含ミタルトキハ其ノ旨注記スルコト
 五、償還方法
 (1) 償還方法ノ用語ハ年賦、半年賦ノ三ヶ月賦、月賦、
 日賦及定期等ニ統一スルコト
 六、其ノ他
 (1) 本制度ニヨリ同一人ガ二〇以上ノ債務アル場合ハ其
 ノ現在高チ(貸付金額)ノ下ニ注記スルコト
 例ハ、何年度何號貸付金 何 圓
 計 今回 貸付金 何 圓
 何 圓

第四號様式

年 月 日
 縣 市 町 村 番地
 株式會社何々銀行(何々組合)
 頭取(理事長) 何 某圓
 鳥取縣知事

鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程

ニ依ル資金貸付條件變更報告書

鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程ニ依リ貸付タル資
 金中今般別記ノ通貸付條件變更仕候條批段及御報告候也

記

- 一、金融機關名
- 二、貸付年月日及貸付番號
- 三、債務者名
- 四、變更條件
- 五、變更理由

(注意事項)

- 一、貸付元金一部繰上償還ニ依ル割賦額又ハ最終償還期日
 ノ變更ニ在リテハ
- (1) 「變更條件」欄ニ在リテハ別紙改訂償還豫定表ノ通
 ト記載シ該豫定表一通ヲ本報告書ニ添付スルコト
- (2) 「變更理由」欄ニハ左ノ如キ事項ヲ記載スルコト
 昭和 年 月 日 金 圓 繰上償還豫定ナリシ處
 金 圓 繰上償還アリタルニ依ル

二、擔保物ノ變更ニ在リテハ

- (1) 「變更條件」欄ニ左ノ如キ事項ヲ記載スルコト
 イ、變更前ノ擔保物(種類、數量及見積價額)
 變更後ノ擔保物(種類、數量及見積價額)
 ロ、異動擔保物(種類、數量及見積價額)
 ハ、異動當日現在ノ元金殘高

第五號様式

年 月 日
 縣 市 町 村 番地
 株式會社何々銀行(何々組合)
 頭取(理事長) 何 某圓
 鳥取縣知事宛

鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程

ニ依ル資金貸付辨濟報告書

鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程ニ依リ左記貸付金
 今般辨濟有之候條同規程第九條ニ依リ左記ノ通及報告候也

記

一、貸付年度及貸付番號
 二、債務者(營業所又ハ事務所ノ所在地、氏名又ハ名稱、職業又ハ事業ノ種類)
 三、貸付タル資金ノ種類及金額
 四、辨濟者(氏名又ハ名稱)
 五、契約上ノ辨濟期日
 六、辨濟年月日
 七、辨濟金額 元金 利子 延滞利子
 八、辨濟未拂額

第六號様式
 年 月 日

縣 市 町 村 番地

株式會社何々銀行(何々組合)
 頭取(理事長) 何 某團

鳥取縣知事宛
 鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程
 二 依ル資金貸付擔保物處分報告書

鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程ニ依ル資金貸付ノ擔保物處分仕候ニ付同規程第十條ニ依リ左記ノ通及報告候也
 一、貸付番號
 二、債務者(營業所又ハ事務所ノ所在地氏名又ハ名稱、職業又ハ事業ノ種類)
 三、貸付年月日
 四、貸付タル資金ノ種類及金額
 五、利子及延滞利子未納額
 六、擔保物ノ種類、數量及其ノ見積價格
 七、處分ノ原因
 八、處分ノ時期及方法
 九、處分價格
 一〇、差引不足額(剩餘額)

第七號様式
 年 月 日

縣 市 町 村 番地

鳥取縣知事宛

鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程
 二 依ル補償金交付申請書

鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程ニ基ク貸付金ノ内別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金額交付相成度同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

損失計算書

一、鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程ニ依ル補償金交付申請ニ關スル調査

(一) 概要

- 1、金融機關
- 2、貸付番號 第 號
- 3、債務者住所 縣 郡 町村 番地
氏名及職業 何業 何 某
- 4、保證人ノ住所氏名 縣 郡 町村 番地
何業 何 某

株式會社何々銀行(何々組合)
 頭取(理事長) 何 某團

- 5、貸付年月日 昭和 年 月 日
- 6、貸付タル資金ノ種類及金額 何資金 何 圓
- 7、貸付利率 年 分 厘
- 8、償還方法 昭和 年 月 日迄据置昭和 年 月 日ヨリ何々年間毎年利子ノ外元金 圓宛 償還据置期間中利子ハ毎年 月及 月 各 日限リ其ノ月末迄ノ分ヲ支拂フ
- 9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日
- 10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日
- 11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通)
- (二) 貸付當時ノ狀況
- 1、債務者 何某ノ狀況
- 2、保證人 何某ノ狀況
- (三) 經過(損失發生ノ原因及貸付金回收上採タル措置法)
- (四) 現況
- 1、債務者 何某ノ現況
- 2、保證人 何某ノ現況

鳥取縣告示第五百六十七號

西伯地方事務所管内ニ於テ檢稅檢査章ヲ左ノ通返納並交付セリ

昭和十九年十月三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

區 分 番 號	返納年月日	所屬廳名	職名	氏 名
縣稅檢査章	一九、三、一返納	西伯郡法勝寺村役場	書記	大塚 聰一
同	一三七、昭和一九、九交付	同	同	細田 徳義

鳥取縣告示第五百六十八號

鳥取縣疎開受入協議會規程左ノ通定ム
昭和十九年十月三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣疎開受入協議會規程

第一條 縣内ニ於ケル疎開受入一般(人員疎開、建築物疎開、施設疎開及學童集團疎開)ニ付受入態勢整備ヲ期スル爲縣ニ疎開受入協議會(以下單ニ協議會ト稱ス)ヲ設ク

第二條 協議會ノ事務所ハ鳥取縣警防課内ニ之ヲ置ク

第三條 協議會ニ於テ協議スベキ主ナル事項左ノ如シ

- 一 住居ニ關スル事項
- 二 物資及勞務ニ關スル事項
- 三 就職ニ關スル事項
- 四 教育ニ關スル事項
- 五 輸送ニ關スル事項
- 六 指導、啓蒙及宣傳ニ關スル事項
- 七 學童集團疎開一般ニ關スル事項

第四條 協議會ハ會長 名及委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條 會長ハ知事之ニ當ルモノトス

第六條 委員ハ左ノ掲ケル職ニ在ル者ニ知事之ヲ任命又ハ

- 委嘱スルモノトス
- 內 政 部 長
- 經 濟 部 長
- 警 察 部 長
- 縣 會 議 長
- 鳥 取 市 長
- 米 子 市 長

縣 教 育 會 長

大阪鐵道局米子管理部長

縣 農 業 會 長

食糧國防團長

商工經濟會長

縣 貸 家 組 合 長

大政黨實會鳥取縣支部事務局長

大日本婦人會鳥取縣支部長

縣 醫 師 會 長

其ノ他知事ニ於テ特ニ必要ト認ムル者

第七條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長專斷ナルトキハ警察部長タル委員其ノ職務ヲ代理ス

第八條 協議會ニ幹事若干名ヲ置ク 幹事ハ關係課長トシ

知事之ヲ命ズ

幹事中一名ヲ常任リシ警防課長ヲ以テ之ニ充ツ 幹事ハ

會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第九條 協議會ニ書記若干名ヲ置ク 書記ハ警防課教學課

及地方課ノ課員中ヨリ知事之ヲ命ズ

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス